

○ 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六條の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四條第二項第二号ロにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二條第二項第三号イからへまで又は法第五十六條の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四條第二項第二号ロにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二條第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住</p>

民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまで又は第一百五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

六 「略」

七 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに法第一百五十六条の十四第一項第一号に該当する者のある会社に該当しない旨を誓約する書面

八 十二 「略」

（主要株主に係る認可の申請）

第十条 「略」

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第一百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあっては、当該書類に相当する書類）

民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

六 「同上」

「号を加える。」

七 十一 「同上」

（主要株主に係る認可の申請）

第十条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 略

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔(i)〕 精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使すること
当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

〔(ii)〕 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

〔4〕・〔11〕 略

二 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1) 〔略〕

(2) 前号ロ(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔3〕・〔4〕 略

三 〔略〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

〔4〕・〔11〕 同上

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔3〕・〔4〕 同上

三 〔同上〕

(営業所等の変更の届出)

第二十四条 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 「略」

二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第八号に掲げる書類

ロ 「略」

三 「略」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十四条の二 法第百五十六条の十四第一項第一号に規定する内閣

府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第百五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

(営業所等の変更の届出)

第二十四条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第七号に掲げる書類

ロ 「同上」

三 「同上」

「条を加える。」

(免許申請書の添付書類)

第三十条 「同上」

「一・二 同上」

三 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

イ 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

四 「略」

五 国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

六 「略」

七 役員又は国内における代表者のうちに第三号イに該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面
八 十五 「略」

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各

三 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員 of 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 「同上」

五 国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

六 「同上」

「号を加える。」

七 十四 「同上」

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条 「同上」

2 「同上」

号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第十二号に掲げる書類

二 法第五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更
次に掲げる書類

イ 第三十条第三号、第八号及び第十二号に掲げる書類

ロ 「略」

三 法第五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更
次に掲げる書類

イ 第三十条第五号及び第十二号に掲げる書類

ロ 「略」

四 法第五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更
第三十条第十号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 「略」

2 「略」

3 法第五十六条の二十の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第十一号に掲げる書類

二 「同上」

イ 第三十条第三号、第七号及び第十一号に掲げる書類

ロ 「同上」

三 「同上」

イ 第三十条第五号及び第十一号に掲げる書類

ロ 「同上」

四 法第五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更
第三十条第九号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(1) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

ニ 「略」

ホ 連携清算機関等がその役員のうちハ(1)に該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面

ヘ 〱 〱 「略」

三 「略」

(変更の届出)

第四十五条 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハ

ハ 連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「加える。」

「加える。」

ニ 「同上」

「号の細分を加える。」

ホ 〱 〱 「同上」

三 「同上」

(変更の届出)

第四十五条 「同上」

2 「同上」

一 法第百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハ

<p>までに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号又に掲げる書類</p> <p>二 法第百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 更 次に掲げる書類</p> <p>イ 第四十条第三項第二号ハ、ヘ及びヌに掲げる書類</p> <p>ロ 「略」</p> <p>三 「略」</p>	<p>までに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号リに掲げる書類</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 第四十条第三項第二号ハ、ホ及びリに掲げる書類</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	